政令

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十三号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行期日は、平成三十年八月三十一日とする。

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十四号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）の施行に伴い、及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（司法書士法施行令の一部改正）

第一条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十三号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第十四号中「並びに第二項」を「、第二項第一号から第五号まで」に改める。

附則第三項中「並びに第二項及び」及び「、第二項及び」を削る。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十三号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第十四号中「並びに第二項」を「、第二項第一号から第五号まで」に改める。

附則第三項中「並びに第二項及び」及び「、第二項及び」を削る。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二項第一号、第二号、第四号及び第五号」を「第二項第二号、第三号、第五号及び第六号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第二項第二号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第三号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附　則

この政令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三